

平成 28 年 3 月、4 月に提出していただく書類及び提出先について

締切日	書類名称	依頼課	提出先
3/31(木)	障害児保育教育対象児童等認定申請書 (第 9 号様式) ※新規開所または変更がある場合	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
	アレルギー児童報告書(生活管理指導表) ※新規開所または変更がある場合		
	延長保育事業実施届 ※新規開設園・変更のある園で、未提出の場合		
	振込口座、審査結果通知等の送付先確認 ※新規開設園(未提出園)、変更があった園のみ	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当
	処遇改善等加算等【新規施設・事業所】 ①処遇改善等加算に係る加算率認定申請書 (第 1 号様式の 1) ②職員履歴報告書(A 票)(第 1 号様式の 2)		
4/7(木)	重要事項説明書(28 年度版)	保育・教育運営課	各区 こども家庭支援課
4/8(金)	処遇改善等加算等【既存施設・事業所】 ①処遇改善等加算に係る加算率認定申請書 (第 1 号様式の 1) ②職員履歴報告書(A 票)(第 1 号様式の 2) ③職員状況報告書(B 票)(第 1 号様式の 3)	保育・教育運営課	保育・教育運営課 給付担当

※ 請求に係る様式の提出期限は、様式編をご確認ください。

【新設園・既存園】

4 月の雇用状況表の提出と併せて、資格職の資格証の写し(全員分)を添付してください。

5 月以降は、新規採用や変更があった方の資格職の資格証の写しを雇用状況表に添付してください。

出納整理期間（4月～5月）における留意点について

1 4月の請求事務フロー（3月分請求）について

4月は早期・通常の2フローとなり、エラーフローはありません。

各月の請求を毎回エラーフローで行われている施設・事業所については、3月分のデータ締切等にご注意ください。

2 平成27年度分 過誤申立・過誤再請求の事務処理について

出納整理期間の過誤申立に係る事務処理について、次のとおり取り扱う予定です。

なお、4月通常フローのデータ締切日時点にて年度切替を予定しておりますので、

平成27年度分の再請求の明細データ送信は4月通常フローまでに完了させてください。

	事務処理
～4月12日 (4月通常フロー データ締切日)	<p><u>4月8日（金）をもちまして過誤申立書の受付を一旦停止します。</u></p> <p>8日までにいただいた過誤申立書に基づき、12日までに送信された過誤再請求データについては、通常どおり処理を行います。</p> <p>※この時点での未相殺額は全て納付書による返金手続きを依頼させていただく予定です。</p>
4月13日～5月30日	<p>4月8日（金）より後に本市に到達した過誤申立書については、相殺（戻入納付書の発行も含める）は6月以降で処理いたします。</p> <p>6月以降の過誤の処理方法については別途お知らせいたします。</p>

3 平成27年度人事院勧告に伴う対応について

人事院勧告に基づく対応については、平成28年1月29日付内閣府事務連絡「平成27年度子どものための教育・保育給付費国庫負担金に係る所要額調べについて」で示された内容に基づき、年間実績額を出した後（5月以降）に増加分の請求事務を行う予定です。**全月・全児童分の過誤申立てによる事務処理は行いません。**

人事院勧告に基づく単価表の改定を待って、これまでの過誤申立てを一括して行おうと計画されていた施設・事業所におかれましては、できる限り上記のとおり、4月通常フローまでに処理できるよう、**過誤再請求の手続きに移っていただきますようお願いいたします。**

保育・教育運営課 給付担当 045-671-4466

基礎研修及び現任研修について

1 家庭的保育基礎研修（平成 28 年度から「子育て支援員研修」に移行予定）

「家庭的保育基礎研修」については、平成 28 年度から神奈川県と共同実施する「子育て支援員研修」に移行する予定です（実施時期等は、現在神奈川県と協議中ですので、詳細については決まり次第別途お知らせします。県内で年6回（講義（6日間程度予定）、実習）実施予定です。）。

なお、横浜市主催の「家庭的保育基礎研修」において部分受講していた科目は、「子育て支援員研修」に引き継がれません。（既に「家庭的保育基礎研修」の全科目の受講が修了している方や他都市において「子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育）」を受講済みで、修了証書をお持ちの方は、再度受講していただく必要はありません。）

【対象者】

- 「事業所内保育事業」及び「小規模保育事業（B型）」の保育士資格のない保育従事者
- 「小規模保育事業（C型）」の家庭的保育者及び家庭的保育補助者
- 「家庭的保育事業」の家庭的保育補助者

「家庭的保育基礎研修」又は「子育て支援員研修」の受講を修了していない方は、配置基準に含めることができず、助成対象にもなりません。

2 現任研修

家庭的保育者については、毎年、現任研修を受けることと「家庭的保育事業ガイドライン」に定められています。

平成 27 年度に引き続き、平成 28 年度も横浜市が開催する現任研修に参加していただきます。研修の日程や内容等については、決まり次第別途お知らせしますので、家庭的保育者については、必ず受講するようお願いします。

【対象者】

- 「小規模保育事業（C型）」及び「家庭的保育事業」の家庭的保育者

地域型保育事業実施事業者 様

こども青少年局保育・教育運営課長

特定地域型保育事業者が地域型保育事業を行う場所から 排出される事業系一般廃棄物の処理について

日頃より、本市の保育行政に御協力いただきましてありがとうございます。

地域型保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業）を運営している施設から排出される廃棄物については、事業系一般廃棄物及び産業廃棄物の位置づけとなります。

このうち一般廃棄物については、「横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する規則」により、下記に該当する施設は、本市が収集及び運搬を行うことができます。該当となる場合は、各施設所在区の資源循環局事務所にご連絡の上、手続きをお願いします。

1 対象施設

横浜市廃棄物等の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例第 26 条第 1 項 2 号に規定する福祉関係事業所（地域型保育事業実施施設）で、廃棄物の排出量が常時 1 日平均 5 キログラム以下の施設

2 必要な手続き

各施設所在区の資源循環局事務所に「事業系一般廃棄物（福祉関係事業所）処理届出書」（様式 1）を届出します。

また、内容に変更が生じた場合には、速やかに「事業系一般廃棄物（福祉関係事業所）処理届出書記載事項変更届出書」（様式 2）を各施設所在区の資源循環局事務所に届出してください。

なお、一般廃棄物の排出量が常時 1 日平均 5 キログラムを超える施設については、一般廃棄物収集運搬の許可を受けた業者と契約し、適切に処理を行ってください。

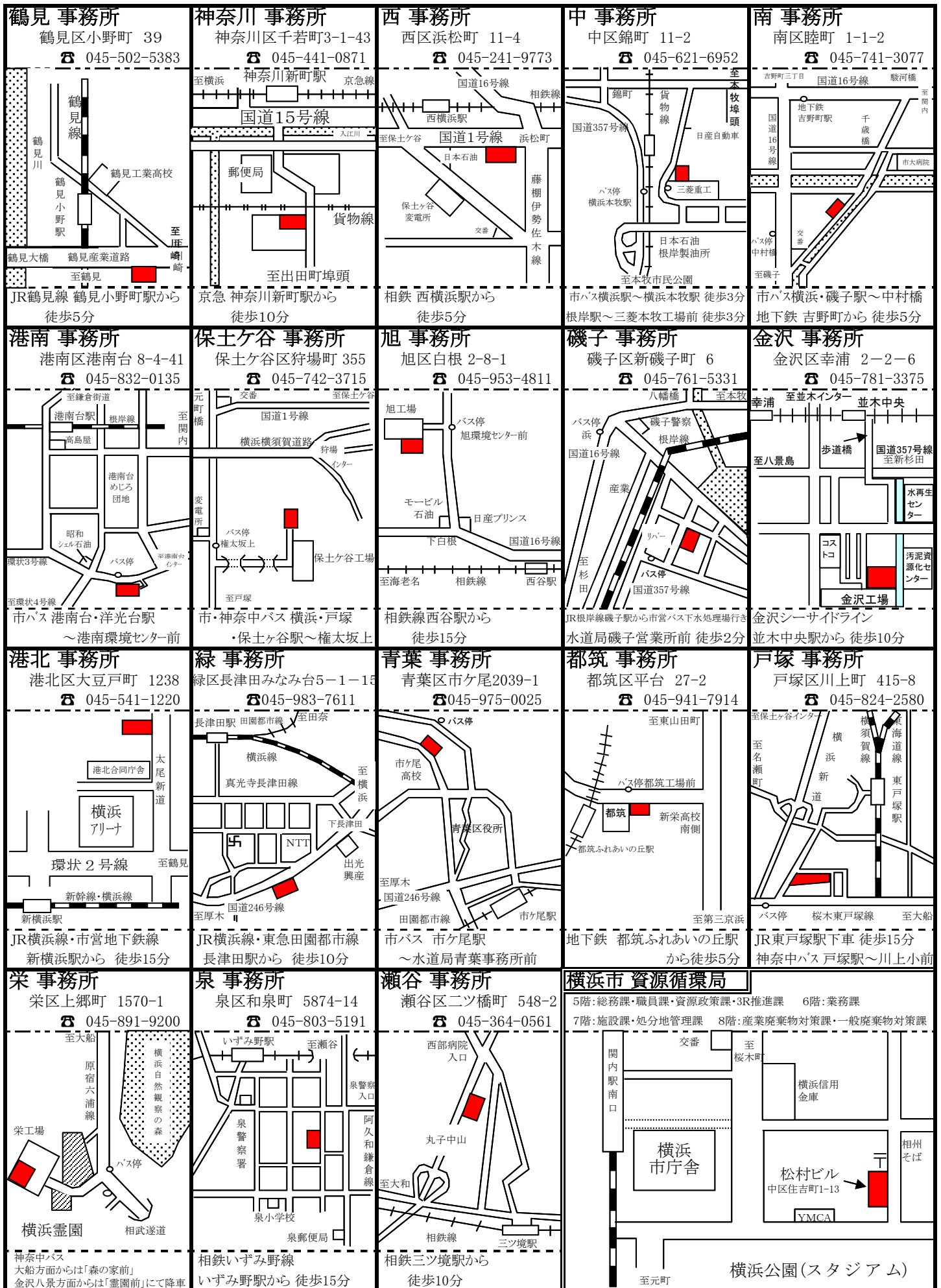
3 その他

- （1）施設から排出される粗大ごみについては、別途、一般廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物収集運搬・処理業者と契約を締結し、処理してください。
- （2）施設の廃棄物を近隣のごみ集積場所に排出する場合は、地域でトラブルが無いようにしてください。
- （3）集積場所に排出する際は、横浜市の排出方法に従い排出してください。

（担当）

保育・教育運営課 高橋・黒川
TEL 671-3564 FAX 664-5479

資源循環局事務所案内図



小規模保育事業所及び事業所内保育事業所における給食運営に関する事項

平成 28 年 3 月

※●がついている項目は連携施設からの搬入の場合でも対象となる内容です。

連携施設からの搬入の場合であっても加熱・保存等の調理機能を有する設備が必要です。

1 調理担当者

給食数に見合った人数の配置とする。

児童の健全な発育に必要な栄養を満たすための献立を作成するため、栄養士の雇用も考慮する。

2 職員の検便 ●

調理従事者は、臨時職員を含め、月に1回以上の検便（腸管出血性大腸菌 O157 の検査を含める）を実施すること。その他の職員についても、臨時職員を含め、児童の処遇に直接関わる職員は、調理従事者と同様、月1回の検便を実施すること。

3 給食会議 ●

給食の適正な運営のため、定期的（概ね月1回以上）に施設長（責任者）を含む関係職員による会議を行い、記録を保存すること。

4 予定献立表の作成 ●（搬入の場合は、連携施設で作成したものを保管）

調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。

内容は変化に富み、児童に必要な栄養や嗜好を考慮したものとする。

項目としては、①実施日 ②発注及び喫食数（乳児・幼児・職員別） ③献立名

④食品名 ⑤1人あたり使用量 ⑥総使用量

5 実施献立の記録 ●

実際に提供した献立の内容を記録する。予定献立表をもとに変更内容を記入する方法でもよい。

6 離乳食の給食記録 ●（搬入の場合は、連携施設で作成したものを保管）

離乳食対象児童が入所している場合は、幼児食の他に発育段階に合わせた離乳食を提供する。幼児食と同様に離乳食献立を作成し、記録をする。

7 職員食 ●

職員に食事を提供する場合は、食事代を徴収する。

予定及び実施人数を正しく把握し、記録する。喫食量は幼児の120～200%程度とし、発注を適正に行う。

8 給与栄養量 ● （搬入の場合は、連携施設で作成したものを確認・保管）

最新の「日本人の食事摂取基準」を基に給与栄養量の目標を設定し、必要な栄養量が確保できるように献立作成を行う。

9 栄養量の計算 ● （搬入の場合は、連携施設で作成したものを確認・保管）

作成した献立を実施する前に栄養価を算出し、給与栄養量の目標と比較して必要に応じて調整を行う。「日本食品標準成分表 2015」を使用して計算する。

10 献立内容

献立作成に当たっては、季節感や地域性等を考慮し、品質が良く、幅広い種類の食品を取り入れるように努める。また、子どもの咀嚼や嚥下機能、食具使用の発達状況等を観察し、その発達を促すことができるよう、食品の種類や調理方法に配慮するとともに、子どもの食に関する嗜好や体験が広がりかつ深まるよう、多様な食品や料理の組み合わせにも配慮する。

11 献立内容の周知 ●

提供する食事については、事前にその献立内容について書面で保護者に周知する。

12 食育の実践 ●

食育計画を「保育課程」及び「指導計画」に位置づくかたちで作成し、全職員の共通理解のもとに計画的・総合的に展開する。

13 調理終了から喫食までの時間 ●

調理終了から喫食までの時間（衛生時間）は、極力短くする。適温での食事と食中毒発生防止のため、調理後の食品は調理終了後2時間以内に喫食することが望ましい。

夕食などを提供する場合は、作り置きするのではなく、調理担当者のローテーション勤務で対応することが望ましい。

14 発注 ● （搬入の場合でも、おやつや主食を自園調理で提供している場合は対象）

実施児童数ではなく、実際の登園状況を把握して発注数を決定し、極力過不足のないようにする。発注の記録として、発注書の控え（買い物メモ等でも可）を保管する。また、グラム数が分かる納品書（レシートにグラム数を記載しても可）も保管しておく。

15 検食 ●

施設の管理者として、児童に見合った食事かどうか、栄養的・嗜好的・衛生的な観点から提供する給食全てについて試食を行う。また、児童への安全面から児童より先に試食する。

検食者は、継続して評価できる職員（施設長等）を決定し、この職員が不在の場合に検食する者をあらかじめ決めておく。

検食記録（検食者印、検食時間、検食者の意見）を作成する。

- 16 日常衛生点検及び記録 ● （搬入の場合でも、搬入前と搬入後の冷蔵庫・冷凍庫の温度記録及び使用水の点検（施設内の水を使用している場合）は対象）
①加熱調理食品の中心温度（75℃以上、1分間以上）
②調理作業前及び作業後の冷蔵庫・冷凍庫の温度
③調理作業前及び作業後の使用水の点検（色、濁り、におい、異物）
を毎日実施し、記録を保存する。
なお、貯水槽を使用している場合は遊離残留塩素濃度が0.1 mg/L以上であることを毎日検査し、記録する。
- 17 給食日誌 ●
実施献立名や日常衛生点検に関する記録、喫食人数等を記録する。検食記録簿を兼ねても良い。
- 18 害虫駆除 ●
害虫の駆除を半年に1回以上実施し、記録を保存すること。
- 19 食器・調理器具等の洗浄と消毒 ●
食器・調理器具等の使用後は、流水で洗浄し、さらに80℃、5分間以上又はこれと同等の効果を有する方法で十分殺菌した後、乾燥させ、清潔な保管庫を用いるなどして衛生的に保管する。
※消毒方法：①熱風消毒保管庫②熱湯消毒③薬剤消毒④乾燥後アルコール消毒
※熱風消毒保管庫を使用する場合は、80～90℃で30分以上を目安とする。
※食器洗浄機（食器乾燥機）を使用する場合は、殺菌条件（80℃、5分間以上）を満たしているか確認する。満たしていない場合は、他の消毒方法で実施する。
- 20 まな板 ● （搬入の場合でも、おやつ等で使用する場合は対象）
まな板は食品別に区別して使用する。生魚用、生肉用、野菜用、調理済み食品用に分け、専用のもを用意し混同しないようにする。
木製のまな板は水分が残りやすく、細菌が繁殖しやすいので、プラスチック製や合成樹脂製のものが望ましい。
- 21 検査用保存食 ● （搬入の場合は、調理済み食品のみ対象）
原材料及び調理済み食品を食品ごとに50g程度ずつ清潔な容器（ビニール袋等）に入れ、密封し、-20℃以下で2週間以上保存する。
なお、原材料は、特に、洗浄・殺菌等を行わず、購入した状態で保存する。
- 22 手洗い ●
調理設備内の手洗い設備には、石けん、消毒液、爪ブラシを設置し、これらを使用した手洗いを励行する。また、手拭きタオルは共用とせず、ペーパータオル等の使用が望ましい。

23 調理服の着用 ●

調理担当者は、調理作業専用の清潔な調理服、履物を着用する。調理服は汚れが目立つ淡色で、上着は外衣を覆うものが望ましい。

24 ゴミの処理 ●

蓋付きのポリバケツを調理設備内に設置し、作業終了後は調理設備外に保管する。

25 食器 ●

プラスチック製の食器（ポリプロピレン、メラミン等）を使用する場合は3～5年周期で更新することが望ましい。

26 調乳 ●

調乳室の手洗い場には石けんと消毒液を設置し、調乳前には必ず、これらを使用した手洗いを行うこと。また、手拭きタオルは共用としない。

27 食物アレルギー ●

国の「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」をもとに、平成26年3月に横浜市版のマニュアル（「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」）を作成し、市内全保育施設に配付している（横浜市こども青少年局ホームページからも入手可能。<http://www.city.yokohama.lg.jp/kodomo/unei/20140220104339.html>）。

園児のアレルギー疾患の状況を把握する医療機関が記載する文書として、「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」を使用してください。

また、食物アレルギー誤食事故が発生した場合は、「給食関係報告書（食物アレルギー誤食等）」を用いて、区に提出してください。

「誤食事故の発生」とは、対象園児がアレルギーを含む食事を食べた場合をいう。

なお、ヒヤリ・ハットについては、区への報告は必要ないが、誤食事故防止につなげていくため、事業者内での情報共有は必要。

保育所等における給食食材の放射性物質測定要領

平成 24 年 7 月 27 日 こ保運第 1266 号
(最近改正) 平成 28 年 1 月 20 日 こ保人第 1164 号

1 目的

流通している食品は、出荷元自治体に加え、本市独自に検査を行っており、基本的に安全であると認識しています。しかし平成 24 年 4 月に食品中の放射性物質の新たな基準値が適用されたことを受けて、これまで以上に食材の安全性を確認することが求められています。そこで、児童が喫食する前に放射性物質の測定を行い、その安全を確認することにより、保護者の放射線に対する不安の解消を図ることを目的とします。

また、測定に関しては、学校給食の放射線測定に準じて行います。

2 測定に使用する放射線測定器

- ・検出器 ゲルマニウム半導体検出器
- ・測定核種 放射性セシウム 134、137
- ・検出限界 各 3 Bq/kg

3 食材の放射線測定について

(1) 測定対象施設等

市立保育所、認可保育所、横浜保育室、認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業

(2) 検査機関

食品中の放射性物質に関する検査を実施することが可能である登録検査機関（厚生労働省公表）

(3) 測定施設等の選定

測定は 1 日 1 施設とし、原則、火・水・木・金曜日（祝日、年末年始及びその翌日を除く）の給食で使用する食材を給食実施日の前日及び当日に測定します。

保育所、認定こども園及び横浜保育室については、区ごとに入所児童数の多い園から、順次測定を行います。

(4) 1 回あたりの測定検体数

最大 8 品（当日検査分、最大 2 品を含む）

(5) 測定食材の選定

測定施設等の測定日の給食献立で使用する食材のうち、下記の食材について測定します。

ア 米、パン、牛乳

イ 厚生労働省通知等において、過去一年の間に、基準値（100Bq/kg）あるいはその 1/2（50Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された食材

ウ 米、牛乳及びイを主原料とする加工品

エ その他保育・教育人材課が必要と認めるもの

(6) 測定食材の通知

ア 市立保育所の場合

保育・教育人材課が献立から選定し、園に通知します。

イ 市立保育所以外の場合

保育・教育人材課が測定施設等の予定実施献立表から選定し、施設等に通知します。

(7) 測定する食材の量

1 検体あたり、2000ml 程度（可食部）

(8) 測定結果の連絡

測定結果を給食提供時間までに測定施設等に連絡し、その後速やかに、こども青少年局のホームページで測定結果の公表を行います。

(9) 測定で国の基準値以上の値が出た場合の対応

測定施設等での当該食品の使用は中止し、食品衛生法上の違反食品の対応に沿って調査を保健所が行います。その場合は、各保育施設等に保育・教育人材課から情報提供をします。

4 各施設における作業

(1) 測定食材の選定

ア 市立保育所

保育・教育人材課が献立から選定します。

イ 市立保育所以外

(ア) 実施予定日の2週間前までに、次の書類を保育・教育人材課あてに送付します。

a 当月の予定実施献立表（実施予定日の食材、1人分の使用量が全て記入されているもの）

b 保護者配布用献立表

(イ) 保育・教育人材課で測定する食材を決定し、食材予定・納品状況確認表（様式3）を送付します。測定施設等は、納品日や納品業者名等を記入後、返送します。

測定食材情報表（様式1）の検査食材、発注量（検査使用量）を保育・教育人材課で記入し、当該施設等に送付します。

(2) 測定食材の発注及び納品

ア 測定施設等は、検査使用量を加えて発注するとともに、測定食材について、必要な情報（生産地、生産者、ロット番号、出荷者）を、予め納入業者に確認し、測定食材情報表（様式1）に記入します。

イ 食材の納品方法に応じて、保育・教育人材課職員が測定施設等または納入業者から食材を受領した後、検査機関に持ち込み、測定を行います。

・予めまとめて測定施設等に納品されている食材は、給食前日に測定施設等から食材を受領し、前日に測定を行います。

- ・納品は給食当日であるものの、測定施設等に納品するものと同じ食材が給食前日に納入業者に確保されている食材は、前日に納入業者から食材を受領し、前日に測定を行います。
- ・給食当日に納入業者が市場等から調達または製造し納品される食材は、当日に測定施設等から食材を受領し、当日に測定を行います。

(3) 保護者への周知

測定日決定後、測定施設等は保護者に測定を実施することについて周知します。

また、各施設等の測定結果は、「給食食材の放射性物質検査の結果について」（様式2）を施設内に掲示し、周知します。

5 その他

測定手順の詳細については、別途「保育所等における給食食材の放射性物質測定対応手順」に定めます。

(様式一2)

平成 年 月 日

保護者の皆さまへ

施設等の名称： _____

給食食材の放射性物質検査の結果について（お知らせ）

給食食材の事前検査の結果は以下のとおりです。

測定日	品 名	産 地	結 果

食材予定・納品状況確認表

(様式-3)

施設等の名称: _____ (_____ 区)

給食実施日:平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日(____)

食材名 ※1	幼児1人あたりの 摂取量(g)	通常の施設等への納品日 ※2	当日納品の食材の場合、業者に 出向けば前日に確保できるか ※3	納品業者名
1		前日・当日・その他()	可能・不可能	
2		前日・当日・その他()	可能・不可能	
3		前日・当日・その他()	可能・不可能	
4		前日・当日・その他()	可能・不可能	
5		前日・当日・その他()	可能・不可能	
6		前日・当日・その他()	可能・不可能	
7		前日・当日・その他()	可能・不可能	
8		前日・当日・その他()	可能・不可能	

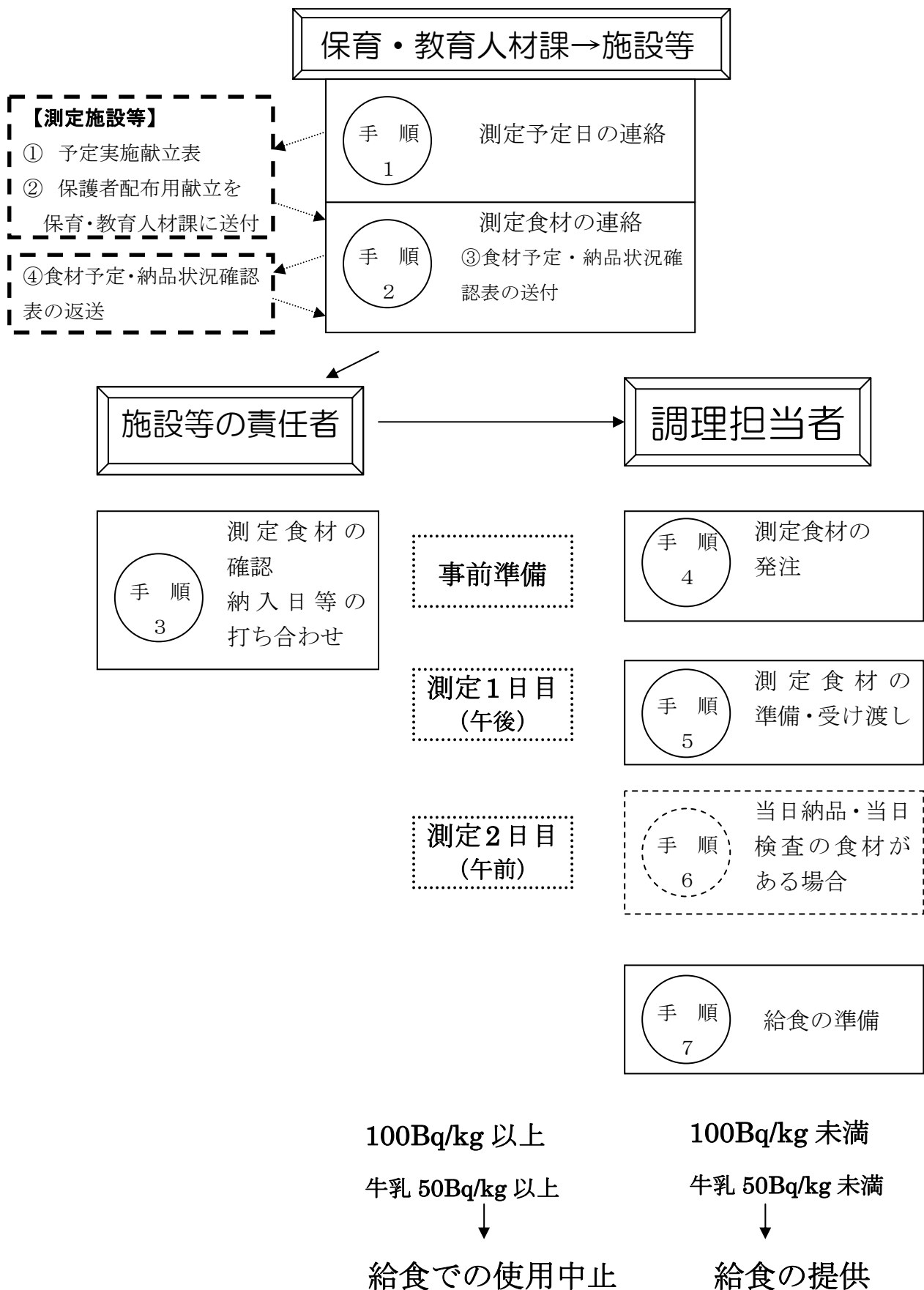
本枠内に各食材の納品状況、納入業者名をご記入ください。

※1 ホームページ公開時の名称のため、献立表の食材名と異なる場合があります。

※2 米のようにあらかじめ納品されている場合は、その他に「1週間分まとめて納品」など記入してください。

※3 給食実施当日の朝検査できるのは最大2品です。前日納品の場合は記入不要です。

保育所等における給食食材の放射性物質測定 対応手順



事前調整

手順1 測定予定日の連絡

保育・教育人材課から文書で測定予定日について連絡します。都合がつかない場合は、保育・教育人材課にご連絡ください。

手順2 測定食材の連絡

測定食材は、原則として献立の中から米、パン、牛乳及び米、牛乳を主原料とする加工品と厚生労働省通知において、過去一年の間に、基準値（100Bq/kg）あるいはその1/2（50Bq/kg）を超える放射性セシウムが検出された食材及びその食材を主原料とする加工品とします。市立保育所については、2週間前までに測定日と測定食材について文書で連絡します。

市立保育所以外の施設等については、先に測定日を連絡します。①予定実施献立表（使用食材分量がわかるもの）②保護者配布用献立表をFAX、Eメール等で送付していただき、2週間前までに保育・教育人材課にお知らせください。その後、③食材予定・納品状況確認表（別紙様式3）を保育・教育人材課から送付しますので、納品日や納品業者等をご記入の上、返送してください。測定数日前に、再度保育・教育人材課から確認の電話をします。検査予定食材が決まりましたら、お知らせ文を施設等に掲示して下さい。（お知らせ文のひな型は保育・教育人材課で用意します。）

事前準備

手順3 測定食材の確認・納入日等の打ち合わせ

保育所等の給食食材の納品は安全面を考慮し、原則、給食実施当日の納品となっています。

米のように、まとめて納品されている食材や、前日に施設等に納品するものと同じものが納入業者に確保されている場合は、保育・教育人材課の職員が測定施設等や納入業者に取りに行き、前日に検査を行います。また、納入業者が給食実施当日に調達または製造する食材については、当日、検査を行います。

各施設等の事情等をお聞きしながら、測定食材、調達方法を決定します。

手順4 測定食材の発注

手順2、3で確認された測定食材の発注をします。

測定をするに際し、各食材可食部で2,000mlが必要です。

※給食食材の他に「測定食材情報表」にある発注量を加えて発注して下さい。

※依頼文と「測定食材情報表」を納品業者に渡し、生産地等について記入を依頼して下さい。用紙を業者から必ず回収し、測定当日に保育・教育人材課職員に渡して下さい。

測定1日目

手順5 測定食材の準備・受け渡し

測定1日目の13時頃に、保育・教育人材課の職員がお伺いします。

予めまとめて納品されている給食食材を職員に渡してください。

「測定食材情報表」も一緒に渡してください。

その後、納入業者に翌日施設等に納品するものと同じものが確保されている場合は、保育・教育人材課の職員が納入業者に取りに行きます。

測定2日目

手順6 当日納品の食材がある場合の受け渡し

当日納品の食材がある場合、8時30分～9時までに、保育・教育人材課の職員がお伺いします。給食食材を職員に渡してください。

「測定食材情報表」も一緒に渡してください。

手順7 給食の準備

当日納品食材の測定は、調理作業と並行して行います。

万が一、一般食品に100Bq/kg以上（牛乳50Bq/kg以上）の放射線量が検出された場合は、該当食材については、提供を中止します。

そのため、**測定結果が判明するまでは、測定食材と他の食材が混ざらないよう、調理作業にご配慮をお願いします。**

<対応例>

①炒め物、煮物、汁物などの場合

測定食材以外の食材を先に炒めて（煮て）おき、測定結果がでてから合わせて仕上げる。

また、測定食材が火が通るまで時間がかかる場合は、他の食材とは別に茹でる（炒める）などしておき、測定結果がでてから合わせて仕上げる。

②和え物、サラダなどの場合

測定食材以外の食材を先に茹でておき、測定結果が出てから仕上げ（混ぜる等）を行う。

一般食品100Bq/kg（牛乳50Bq/kg）を超える値が出た時の対応

100Bq/kg（牛乳50Bq/kg）以上の放射線量が検出された場合は、該当食材については、提供を中止します。該当食材が他の食材と混ぜられている場合は、その献立も中止になります。

対応方法については、下記を参考にしてください。

<対応方法>

- ①該当食材を除去して提供する。
- ②メインの食材で、除去したのみでは明らかに量が不足してしまう場合
 - 缶詰、ウインナー等、保管している、あるいは急遽納品が可能な食材を利用する
 - その食材のみを炒める（茹でる）、野菜と一緒に炒める など
- ③昼食で補うことが難しい場合は、午後おやつで補う。
例：予定していたおやつに加えてパン、乳製品（チーズ、ヨーグルト）、果物、市販菓子などを提供する。

★この場合は対応できる範囲での給食の提供をお願いします。

その後の対応

100Bq/kg（牛乳50Bq/kg）を超える値の場合は、違反食品として保健所が調査を行います。

また、保育・教育人材課から該当保育施設等に連絡するとともに、保育所等での食材の取り扱いについて市内保育施設等に通知します。

測定1日目（午後）の流れ

時 間	
13:00	測定施設等へ保育・教育人材課職員到着、測定食材の受け渡し
13:30	保育・教育人材課職員が納入業者へ、食材の引き取り
14:00	検査機関へ持ち込み

※ 朝一番に他施設等の検査食材納品を行っている場合もあるため、職員の到着時間が遅れてしまう場合があります。時間が大幅に遅れる場合は、ご連絡させていただきます。

測定2日目（午前）の流れ

時 間	
8:30 ごろ	前日分の測定結果を測定施設等へ連絡 ※ 電話で連絡後、FAX で測定結果を送付します。
9:00 ごろ	ホームページ公表

※当日測定の食材がある場合

8:30 から 9:00 まで	測定施設等へ保育・教育人材課職員到着 当日測定分食材の受け渡し
9:30 まで	検査機関へ持ち込み
10:30 ごろ	当日測定分の測定結果の連絡 ※ 電話で連絡後、FAX で測定結果を送付します。 ホームページ公表

※ 給食提供への影響が出ないよう、10時30分までには測定結果を連絡する予定ですが、測定食材、当日の状況により、終了時間は前後することもありますのでご了承ください。

測定機器について

<測定機器>

ゲルマニウム半導体検出器

<検出限界>

約 3 Bq/kg